

家族信託普及協会

こんにちは。所長の杉谷英昭です。

日頃は当事務所をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今月、一般社団法人家族信託普及協会にも入会し、正会員となりました。この協会は、“信託”という手法を活用して、財産管理を家族自身が担う、いわば「家族の家族による家族円満のための信託」で、柔軟性に欠け親族後見人の負担も大きいとされる「成年後見制度」や抵抗感のある「遺言」の代わりに円満な資産管理・承継を実現することが目的です。

信託は今まで司法書士には馴染みのない分野でした。司法書士試験にもほとんど出題されないし、実務でも信託登記の依頼は敦賀のような地方ではまずありません。それに、勉強してみても一番理解できないのが信託と言われるくらい難しい法律なんです。

でも、平成19年9月に信託法が改正され、事業承継・資産承継にも大いに活用できるようになったことで現在注目を集めています。今までの制度ではできなかったことが信託を利用すればできるようになりましたので、またいろいろと提案をさせていただきたいと思います。



★今月の登記情報★ マイナンバー制度

平成27年10月からマイナンバーの通知が始まります。今後、登記手続の際にもマイナンバーを司法書士に提供する必要があるのかとの質問をいただきました。

結論から言いますと、登記手続の際にマイナンバーを提供する必要はありません。この制度は社会保障、税、災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えないものなので、登記は想定されていないようです。

誰がどの不動産を保有しているのか、国としては一括管理したいのでは？と考えもしましたが、二重譲渡の危険性がある不動産取引では一刻も早く登記申請する必要があります。マイナンバーを提供できなかった、または間違っていたということで登記が遅れ、それで所有権を取得できなかったとなってしまうということもあるのでしょうか。



所長のマラソン完走記 10月18日(日)

敦賀マラソン

地元にとっては馴染みのありすぎるマラソン大会ですね。僕もここ5年連続で参加しています。

走ると知り合いに多く会うので、手を振ったり挨拶したりと、意外と体力をつかってしまうんですね。

今回も10キロの部に出場。ただ、前日は出張で飲みすぎたためにスタート地点に立つてもどうも二日酔いで……。そのおかげか前半は足も軽くいいペースで走れましたが、さすがに後半はバテました。

なんとか自己ベストは更新できましたが、やはり体調をしっかりと整えて望むべきなんだと感じました。女性ランナーにもけっこう追い抜かされたので、これからはせめて前日ぐらいいはお酒を控えようと思います。

